

全 仏



No. 381

1992. 9



来日したアリンゼ長官

(去る7月6日、来日中のバチカン諸宗教省のフランシス・アリンゼ長官が本会事務総局を表敬訪問した)



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

WFB台湾大会参加者募集

——日程の一部変更——

第十八回WFB世界仏教徒会議台湾大会は、来たる十月二十七日から、台湾（中華民国）の台北市及び高雄市で開催される。本会ではこの大会へ出席される方のために、日本仏教代表団を組織することになり、参加者を募集しているが、このたび現地の都合で、日程の一部が変更となった。

当初、高雄市で行われる予定だった開会式が、台北市で開催されることになり、それに

伴い、本会代表団の旅行日程も、四泊五日から三泊四日へと短縮されることになった。新しい募集要項の概要は次の通り。

期日 十月二十七日（火）～三十日（金）

費用 十七万六千円（東京）
十八万三千円（大阪）

※切 九月十五日

なお、問い合わせ、申込は事務総局国際文化部へ。

税務委員会

本年度の第一回税務委員会が、六月十八日午後一時から、曹洞宗宗務庁会議室で開催され、左記の事項が審議された。

議題①正副委員長選出の件

委員長に三宅心戒師（曹洞宗）、副委員長に本多道一師（臨済宗妙心寺派）が選出された。

議題②理事長諮問の件

理事長の諮問に基づき、仏教界が直面する税務に関する諸問題（①税制との関わり②行政との関わり③啓蒙啓発）について情報交換

をした。

議題③その他

次回委員会は九月頃に開催される事が決まった。

信教の自由に関する委員会

第一回信教の自由に関する委員会は、六月二十二日午後一時から、明照会館会議室で開催された。

議題①正副委員長の選出について

委員長に野村盛彦師（浄土宗）、副委員長に藤田吉秋師（臨済宗妙心寺派）が選出された。

議題②本年度の活動方針について

総理大臣の靖国神社公式参拝違憲訴訟の経緯について、羽生雅則委員から詳細な説明があり、つづいて「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」について審議。昨年提出した「要請」文を一部修正し、本年も内閣総理大臣に対して提出することになった。

議題③その他

第二回委員会は今秋に開催し、「靖国問題」について講師を招き、学習会を行うことになった。

国際委員会

本年度の第一回国際委員会が、去る六月二十九日午後二時から、明照会館会議室で開催された。

議題①正副委員長選出の件

委員長に松涛弘道師（浄土宗）、副委員長に永谷孝昭師（浄土真宗本願寺派）が選出された。

つづいて、左記の事項が審議された。

議題②WFB世界仏教徒会議台湾大会の件

議題③本会紹介パンフレットの件

議題④諸宗教との対話の件

議題⑤『Understanding of Japanese Buddhism』の件

靖国神社公式参拝中止を要請

本年度も、内閣総理大臣に対して「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止」を要請することが決まり、去る八月一日、左記のような要請書が提出された。

これは、本会が過去十一回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会（野村盛彦委員長）が、理事長に答申したものである。

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝

中止の要請

本会は、過去十一回にわたり、「靖国神社法案」、「首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」」に対して、反対の意志表明を行ってきました。現在の靖国神社が、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私達は、これら憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていることを、もう一度

思い起こしたいと思えます。

戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものでありましょう。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がまいります。首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝を行わないよう、強く要請いたしますのであります。

一九九二年八月一日

財団法人 全日本仏教会

理事長 石上 智康

内閣総理大臣

宮澤 喜一 殿

文化財保護の要望書を提出

本会では、仏教文化財の保護を積極的に進めるため、左記のような「国宝、重要文化財の保護対策の充実についての要望書」を、去る七月三十一日、石上智康全仏理事長名で、自由民主党文教部会、文教制度調査会、文教局へ提出した。

国宝、重要文化財の保護対策

の充実についての要望書

国宝、重要文化財は、我が国の歴史・文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化遺産であり、永く子孫に伝えていかなければなりません。

私ども所有者は、その自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮迫した財政状態等により保存に必要な措置を講ずることが困難となっており、このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。ついては、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、次のような各項目について格別の財政措置を講ぜられるよう切に要望致します。

記

- 一、国宝、重要文化財の保護対策の充実
- 二、伝統的建造物群の整備
- 三、文化財保護施設の整備
- 四、伝統技術の保存・振興

仏旗

- 仏旗（大） たて140 cm よこ210 cm 四五、〇〇〇円
- 仏旗（中） たて90 cm よこ135 cm 一七、〇〇〇円
- 仏旗（小） たて70 cm よこ100 cm 一三、〇〇〇円
- 手旗 たて35 cm よこ50 cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて90 cm よこ135 cm 一〇、〇〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕拙寺の世話人の一人は、会社を経営しています。その方から、融資を受けるために、連帯保証人になってほしいと頼まれました。連帯保証人の意味と、住職としてどうすべきか、ご教示下さい。

（愛知県B寺住職）

〔回答〕連帯保証人は原則として借主と同じ責任を負わなければなりません。

金融機関等から融資を受ける場合、必ず連帯保証人が必要です。融資を受ける人から頼まれるのが普通ですが、契約の当事者は、金融機関とあなたということになります。即ち融資を受ける世話人はあなたの代理人として行動することになるわけです。

通常は融資を受ける世話人から「不動産を抵当に入れるから絶対に迷惑はかけません」などと云われ、日頃の付き合いから断り切れないで、署名捺印することが多いと思います。加えて金額や利息、貸主の氏名

が空欄のものを持ち込まれ、思わぬ人から思わぬ金額を要求されることがあります。

このような場合、不動産が抵当に入っていないなかったとしても、貸主が事情を知らなかったことに過失がなければ表見代理が成立して、連帯保証人として責任を負わなければなりません。連帯保証人は、自分の代理人となった世話人が自分に代わって空欄に記載した内容に、責任を持たなければならぬのです。世話人が詐欺をしたといつて、責任を免れることはできません。

連帯保証人は、お金を借りた世話人の責任より重くなることはありませんが、元本はもちろん利息、損害賠償など付随的債務についても一切の責任を免れません。借主が倒産した場合も、借主が死亡した場合も（相続人は限定承認、もしくは相続放棄をして責任をのがれる途がありますが）、連帯保証人の責任は軽減されません。

また、連帯保証人は単なる保証人とはちがって、「まず借主に請求せよ」とか、「先に借主の資産について執行せよ」ということが出来ません。ですから、借主が借金を返済する余裕が十分あっても、貸主からの請求に抗弁できないことになっています。

ところで、世話人から連帯保証人になってほしいと頼まれたのは、宗教法人であるお寺なのでしょうか。それとも住職個人でしょうか。もしお寺だとしたなら、第一に責任役員（会）に諮って、その議決を要します。第二に保証をする一月前に、信者その他の利害関係人に対し、公告をしなければなりません（宗教法人法第二三条）。また第三に、ほとんどの宗派では、その宗派の代表役員（宗務総長等）の承認が必要とされています。そして第四に重要なことは、これらの責任役員会の議決や公示や宗派の承認がなくても、連帯保証人としてお寺が署名捺印した以上、貸主に対しては責任を負わなければならないのです。

もし、住職個人として頼まれたのであるとしても、万一の場合は個人が全責任をとる覚悟が必要です。個人資産を全部投げ出しても連帯保証人として責任をとれない場合は、住職個人が破産宣告を受けることも予想されます。そうなりますと、宗派によっては住職の地位を奪われることにもなりかねません。

以上の次第ですので、保証人になることは余程の注意が必要でしょう。

第十九回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

業・宿業について——糾弾学習会の中から——

廣川智導師（浄土真宗本願寺派
基幹運動本部中央相談員）が発表

六月十二日午後一時半から、浄土真宗本願寺派宗務綜合庁舎二階研修室において、第十九回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が開催された。

今回は、「業・宿業について——糾弾学習会の中から——」をテーマに、同派基幹運動本部中央相談員・廣川智導師が、「糾弾学習会」（七回）及びその後の同朋三者懇話会（十二回）の経過ならびにその中で論議された課題について、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※

本宗の糾弾学習会は、「過去帳の差別添え書」問題に関する部落解放同盟広島県連合会の申し入れに対し、備後・安芸（広島県）両教区が適切な対応をなし得なかったことにより始められた。

糾弾会の当初は、両教区とも真宗寺院の多い地域性もあり、僧侶の傲りたかぶりが見られ問題の共有化が進まなかった。しかし、第

三回糾弾会以降、県連より提起された、「被差別部落の人々が差別を受けている現実を仏教ではどう受けとめるのか」、「業・宿業について業が深いとは信心の立場ではどう理解するのか」、「真宗の信心とは何ぞや」等の問題をめぐる学習を通し、これまでの僧侶の「悪しき業」理解と教団の差別性が明らかになった。

第七回糾弾会の時点で、これらの課題の共有化が確認されたが、学習をより深めるために、「同朋三者懇話会」がスタートする運びとなった。

「三者懇」では、改めて、(一)私にとって糾弾とは何なのか、(二)過去帳の差別記載を問題にし得なかった体質は何か、(三)真宗の教えとしての業・宿業論はどうあるべきなのか、等の問題について真摯な討議が続けられてきた。特に業・宿業論については、本来、徹底的に自己をみつめるところで受けとめるべきも

のであり、その意味では人間形成の根本に関わる発心であり動機づけでなければならぬこと。また、業論を深めていくと、自覚的主体の人生は一切有情・十方衆生と共に生かされていることから、業は私人の問題ではなく社会業ともいうべき共業に至ること。共業は本来人類的に荷っていくべきものと考え、その中に不共業を造りあげていること。真に仏教者としての業論をうちたてていくためには、悪しき真俗二諦論も克服しなければならぬこと。などが明らかになってきた。

未だ結論を得るには至っていないが、宗派としては、今後も、真義真諦にたった救済の論理としての業・宿業論を検討し、新たな教学体系の構築を目指して取り組みを続ける決意である。

なお、本年度から二年間の予定で、全僧侶対象の研修会を実施し、真俗二諦の問題、業・宿業の問題、信心の社会性の問題について、布教伝道場において如何に説くかを論議し、併わせて過去帳の総点検とその意義について、意見の集約をし、更に問題の再提起を行っていく予定である。

また、これまでに、差別法名墓石一基（熊本県）、差別法名記載過去帳（徳島県二カ寺）が確認されており、現在、各県連との間で学習会がもたれている。

加盟団体代表者同和研修会

人権落語 「新ちゃんの反省記」

露の新治氏が講演

加盟団体代表者同和研修会が、さる六月三十日午後一時半から、京都センチュリーホテルを会場に、本会加盟の宗派、都道府県仏教会、各種団体の代表者約百二十名を集め、開催された。

研修会は、落語家の露の新治氏が、人権落語「新ちゃんの反省記―自分の人生、自分が主役―」と題して、要旨次のような話をした。

※ ※ ※

人権問題とか人権意識、あるいは意識、自覚というものは、どんな人でも発展途上だと思えます。したがって、発展途上であればその段階において、間違っていた事、知らなかった事等をそれぞれ整理して学んで行けば良いわけで、そういう姿勢さえ持っていれば良いと思うわけです。

より良く生きるためという人権意識のベースにあるものは命です。それは抽象的なものではなく、自分自身の実感がこもった命でな

ければいけません。私自身にとっては、私の命であると共に、私の子供の命です。私は自分の子供が赤ん坊の時に、この命を実感いたしました。子供が鼻を詰まらせて息が止まりそうになった事がありました。必死になって、自分の口で吸い出してやって、助かりました。この時に我が子だという、父親なんだという実感が持て、命の大切さを思いました。私はそれを拠り所として、他の命を大事にするという気持ちを推し量ることができるようになりました。

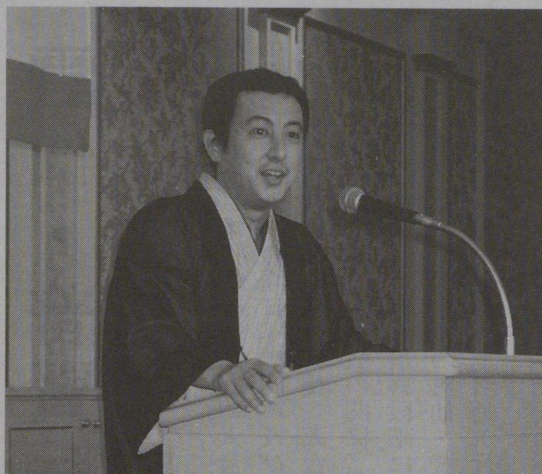
例えば、交通事故で毎年一万一千人の人々が命を落とします。私達はついその数字だけにとらわれてしまい、そのベースにある一人ひとりの命の重みを忘れてしまいます。

だからこの前の湾岸戦争の問題でも、今回のPKOの問題でも、戦争というものは最大の人権破壊であり、何よりもそのベースにある命というものを踏みにじるものであり、私

は反対です。イスラエル、イラクといった所の人々であっても、子を思う親の心は同じはず。そして、それは「自分の人生、自分が主役、子供の人生、子供が主役であり、子供の親としてたいした事はできなくても、子供の命を守るぐらいの事は、親としてしなければいけない」という、私自身の気持ちからなんです。

したがって、大所高所からPKOが、世界にはたす日本の国際貢献がというと、物の見方が歪んできます。目の中に入れても痛くないと思うほどかわいい子供が大きくなった時にどうなるのか、という点から私は考えています。それがそのまま私の中でストレートに戦争とか平和の問題につながって行くんです。つまり、人権を考えようとしたら、その根のところ命というものをぬきにしたら考えられないという事です。

命の次に大切なものは健康です。その健康の目安は、快眠、快食、快便、快談、快笑です。この五項目を満たしていれば健康だという事で、それは、身体が少々悪くなっても、快眠、快食、快便、快談、快笑であれば健康だと思える強さになります。まわりから見ればこれが欠けていたらいかんというよりも、これさえ満たしていれば良いという見方は、共に生きて行こうという観点から、人間に対し



講演する露の新治氏

てたいへんやさしい見方であると思います。先にあげた命という事でいえば、イスラエル、イラクといった中東の人々は、私達日本人とはぜんぜん違います。だからそれらの人々の上に爆弾が落とされても、後方支援という名目にせよ、九十億ドルという資金を投入しても、私達は罪の意識を持たないのです。しかし、私には彼らと同じ部分が見えてきました。違うというのは、ほとんど一緒だからなんです。

たしかに、中東の人々と私達日本人とは、宗教も違えば、皮膚の色、目の色、髪の毛の色も違います。でもそれはデコレーションケ―キでいえば上辺の違いだけ。つまり、皮膚

の色が違うのは皮膚があるからであり、目の色も、髪の毛の色もそれぞれあるから分かります。違うというのはほとんどが一緒で、少し違うからなんです。

私達は、その違う所に目を向けて分けへだてをするのが良いのか、共通の部分に目を向けてつながろうとする方が良いのかといえ、これからの国際化という事からいえば、つながって行く方が良いのはあたりまえです。

差別する人は差別される、人に対する物の見方が自分の縛りになるという事があります。障害者の団体が開催するイベントに、先天的な障害者は積極的に参加するが、交通事故等の後天的な障害者はなかなか参加しないという事があります。それは後天的な障害者は、たまたまこのような状態になったのであり、先天的な障害者とは違うという事を振り所としているからであり、それが弱さともなっています。

命が大事、健康が大事、そして平和が大事という事が、私が同和問題を入口として、人権を考える中で一つの筋としてつながってきました。

差別意識というものは、私達は子供の時に植え付けられた物の考え方がもたになっていきます。大人社会の競争意識の投影が、子供心にも世間体意識として、人と比べるという物

の考え方を持っています。人を上下で見れば、誰でも自分よりも下の者の存在を望むのは当然です。だから、差別はいけなやか、人間は平等であるといったところで、本音の所で平等になってたまるかと思っていれば、いつになってもそれは解消されるものではありません。力の差であるとか、能力の差はあったとしても、その本当の値打ちというものの差はあまりないものです。つまり、人に対する物の見方が、自分に対する縛り、押えあるいは抑圧になっていくんです。

例えば、私達は食べ物に対しては飲食しなければならぬからよく見きわめようと思いますが、人間に対しては平気で決め付けてしまっています。それは怠慢以外の何ものでもありません。したがって、差別とは本人の責任でない部分で分け隔てをしたり、不当な扱いをするという事なんです。

同和問題というものは人ごとではなく、自分自身をグレートアップしていく、そして自分の自分に近付いていく良い道筋です。自身を解き放すためにも、差別の構造を見抜いて行かなければならないと思います。そして、私達は人権問題あるいは、人権意識について発展途上であるのならば、何も構える必要もないし、すなおに考えていけるのではないのでしょうか。

雲仙・普賢岳への義捐金募集

第三十五回全日本仏教徒会議九州大会

第三十五回全日本仏教徒会議九州大会は、来たる九月十、十一の両日、福岡市及び北九州市で開催される。山田恵諦会長（天台座主猊下）をはじめ、全国から多数の関係者が出席する予定で、現在、準備も最終段階に入っているが、この大会では、長崎県の雲仙・普賢岳の被災地に対する義捐金の募金活動が行われることになった。

大会当日、会場に募金箱を置き、広く参加

者から浄財を集める予定だが、大会事務局では、参加する各加盟団体に対して、ぜひこの募金活動へ協力してほしいと呼びかけている。なお、集められた義捐金は、大会翌日の十二日、直接、島原仏教会へ手渡されることになっている。

〔大会事務局〕北九州市小倉北区大手町十六―十六、永照寺内。電話〇九三―五八三一六〇三七、FAX〇九三―五八三一六四五一

事務局録事

―七月―

- 一日 総持寺差別戒名追善法要参列
- 三日 局内会議
- 日宗連理事會
- 文化庁宗務課勉強会出席
- 六日 局内会議
- アリンゼ長官来局
- 九日 法律相談室
- 二十日 福岡県仏教連合会総会出席
- 二十一日 局内会議

―八月―

- 二十三日 法律相談室
- 二十五日 築山定誉元豊山派管長本葬儀参列
- 二十八日 ルンビニー委員会
- 二十九日 基本法中央集會出席
- 三十一日 局内会議
- 四日 宗教サミット五周年記念式典出席
- 十二日 局内会議
- 二十一日 ルンビニー委員会
- 二十五日 局内会議
- 理事会
- 二十七日 法律相談室

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965

扇子

山田恵諦会長 ご染筆
(天台座主猊下)

箱入 2,000円